別表十二（十）　特別修繕準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

資産の種類及び名称		1					合計
前回の定期検査又は特別修繕の年月日		2	平　・　・	平　・　・	平　・　・	平　・　・	
翌期繰越額の計算	期首特別修繕準備金の金額	3	円	円	円	円	円
	当期益金算入額 特別修繕費を支出した場合による益金算入額	4					
	当期益金算入額 積立期間終了から2年経過後5年間均等益金算入による場合の益金算入額（((3)－(4)－(6))と(24)のうち少ない金額）	5					
	当期益金算入額 (4)及び(5)以外の場合による益金算入額	6					
	当期益金算入額 計 (4)＋(5)＋(6)	7					
	差引特別修繕準備金の金額 (3)－(7)	8					
当期積立額		9					
積立限度額の計算	前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は税務署長の認定した額	10					
	同上の$\frac{3}{4}$相当額	11					
	(11)－(8)（マイナスの場合は0）	12					
	$\frac{\text{当期の月数}}{\text{積立期間の月数}}$	13	——	——	——	——	
	(11)×(13)	14	円	円	円	円	
	積立限度額 ((12)と(14)のうち少ない金額)	15					
積立限度超過額 (9)－(15)		16					円
期末特別修繕準備金の金額 (8)＋(9)－(16)		17					
貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている特別修繕準備金	18					
	差引 (18)－(17)	19					
	当期分 (7)－((9)－((18)－前期の(18)))	20					
	当期分 当期に生じた差額の合計額 (16)＋(20)	21					
	前期以前分 前期末における差額（前期の(19)）	22					

特別修繕予定日経過準備金額の益金算入額の計算

積立期間の終了する事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から2年を経過した日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の特別修繕準備金の金額	23	円	円	円	円	円
積立期間終了から2年経過後5年間均等益金算入による場合 (23)×$\frac{\text{当期の月数}}{60}$	24					

平成23年12月改正法附則の規定による益金算入額の計算

当期益金算入額の計算				翌期繰越額の計算			
平成24年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日	25	平　・　・		期首特別修繕準備金の金額	31		円
同上の日における特別修繕準備金の金額	26	円		当期益金算入額 (30)	32		
$\frac{\text{当期の月数}}{\text{48又は120}}$	27	——		期末特別修繕準備金の金額 (31)－(32)	33		
4年等均等取崩金額 (26)×(27)	28	円		貸借対照表の金額との差額の明細 貸借対照表に計上されている特別修繕準備金	34		
同上以外の場合による益金算入額	29			差引 (34)－(33)	35		
当期益金算入額 (((28)＋(29))と(31)のうち少ない金額)	30			当期分 当期積立額	36		
				当期分 貸借対照表の取崩不足額 (30)－((36)－((34)－前期の(34)))	37		
				当期分 計 (36)＋(37)	38		
				前期以前分 前期末における差額（前期の(35)）	39		

（用紙の大きさは、日本工業規格A4）

別表十二(十)を次のように改める。